

支部ニュース

2019 年 2 月 No.543

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202 号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●元徴用工韓国大法院判決について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	川上 詩朗	1
●大田区蒲田で市民と野党のリレートーク・・・・・・・・・・・・・・・・	中川千栄子	4
●郵政 65 歳裁判闘争の総括と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	萩尾 健太	5
●障害基礎年金の不支給処分取消請求事件のご報告・・・・・・・・	関本 正彦	8
●社会の中で歪められる『女性』という性を、人権で語ろう・・	水谷 陽子	10
●2019 年支部総会に参加をお願いします・・・・・・・・・・	幹事長 野澤 裕昭	12
●1 月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		13

団東京支部第 47 回支部総会

日時：2 月 22 日（金）午後 1 時

～23 日（土）午後 1 時終了（予定）

場所：ホテル KKR 熱海（熱海市春日町 7-39）

大勢の皆さんご参加を!!



元徴用工韓国大法院判決について

かわかみ法律事務所 川上 詩朗

はじめに

韓国大法院（最高裁判所）は、2018年10月30日、元徴用工4人が新日鐵住金を相手に損害賠償を求めた裁判で、元徴用工の請求を容認した差し戻し審に対する新日鐵住金の上告を棄却した。これにより、元徴用工の一人あたり1億ウォン（約1千万円）を支払うよう命じた判決が確定した。また、同年11月29日には、三菱重工を相手方とした名古屋女子挺身隊事件及び広島徴用工事件でも三菱重工の上告を棄却し、元徴用工の請求を認めた。

これらの事件で問題とされたのは、未払賃金の支払ではなく、「日本政府の朝鮮半島に対する不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」（本件慰謝料請求権）である。大法院は、このような請求権は、1965年に締結された「日本国と大韓民国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（協定）の対象外であるとし、その慰謝料請求権に関する外交保護権と個人の損害賠償請求権のいずれも消滅していないと判示した。

新日鐵住金判決に対し、安倍首相は、2018年10月30日の衆議院本会議において、元徴用工の個人賠償請求権は協定により「完全かつ最終的に解決している」とした上で、本判決は「国際法に照らしてあり得ない判断」であり、「毅然として対応していく」と答弁した。

しかし、安倍首相の答弁は、協定と国際法への正確な理解を欠いたものであるし、「毅然として対応」するだけでは元徴用工問題の真の解決を実現することはできない。

本稿では、大法院判決の要点を紹介し、徴用工問題解決の道筋等について考えてみたい。

第1 事実認定と違法性判断

1 「動員」と「労働」の実態の二つの側面から人権侵害性を捉えていること

新日鐵住金の事件では、騙されて連行され、賃金が支払われずに過酷で危険な労働を強いられていたという「動員」と「労働」の実態に着目して人権侵害性を認定し、企業の賠償責任を認めている。

安倍首相は、新日鐵住金の事案に関して、原告は「徴用」されたのではなく「募集」されたとし、また、朝鮮半島から募集や徴用された労働者について、今後は「旧朝鮮半島出身労働者」と称すると述べた。

しかし、「動員」のみ言及し、しかも呼称を変えようとするのは、事実を矮小化し、違法性判断を曖昧にしようとする姿勢の表れと言わざるを得ない。

2 日本の裁判所も日本企業の損害賠償責任の発生を認めていること

大法院での3つの裁判の原告らは、韓国で提訴する前に、日本でも裁判を起こしているが、日本の裁判所は、「動員」や「労働」の実態の両者あるいはいずれか一方について違法性を認定し、日本企業の賠償責任の発生を認めている。

すなわち、人権侵害性が認定され、企業の賠償責任の発生が認められるということに関する日韓両国の裁判所の判断には、ほぼ違いはない。問題解決の出発点は事実と責任を認めることにあるが、

日韓両国の司法判断を前提にすれば、その点共有できる。

第2 法的問題

1 主な争点

新日鐵住金の裁判では、①日本の裁判所の判決の効力が韓国の裁判にも及ぶか、②旧日本製鐵と新日鐵住金の同一性が認められるか、③本件請求権が日韓請求権協定2条により消滅したか、④消滅時効は認められるか、⑤損害賠償額はいくらか、ということが主な争点であった。

このうち、本稿では中心的な争点である③について説明する。

2 大法院判決の概要

協定2条は、両締約国及びその国民（法人を含む）の「財産、権利及び利益」や「請求権」に関する問題が、「完全かつ最終的に解決された」と定めている。

この規定の解釈に関して、新日鐵住金の判決では、本件請求権に関する外交保護権も個人賠償請求権も消滅していないという多数意見（A）、外交保護権は消滅したが、個人賠償請求権は消滅していないという個別意見（B）、外交保護権が消滅したことはBと同じであり、個人賠償請求権も消滅していないが、それは裁判上救済されない権利として残っているという反対意見（C）が示された。結論としては、A及びBは原告の請求を認め、Cは認めないことになる。なお、Cは、後に述べる日本の最高裁判所判決（西松判決）とほぼ同じ論理である。

3 被害者個人の救済を重視する国際人権法の進展に沿った判決である

大法院判決では、条約法条約に則り「用語の通常の意味」に従い誠実に解釈しているが（31条）、その際、協定締結までの「準備作業」に関わる事情（32条）として、日韓会談等を詳細に検討している。

日韓会談（1951年～65年）においては、日本は、植民地支配は合法であり、韓国は戦勝国でない以上、そもそも賠償は問題外であること、請求権協定は在韓日本人財産の返還問題など、戦後朝鮮半島が日本から分離したことに伴う財産関係の清算を目的とするものであるとの基本的な見解を表明していた。他方、韓国は、植民地支配は不法であり、韓国は戦勝国の一員であり、賠償請求は可能であること、請求権協定は植民地支配責任を含めて清算することも目的とすべきであり、在外日本人財産の返還は許されないとの基本的な見解を表明していた。

その協議過程で元徴用工の未払賃金問題等の意見交換が行われたものの、日韓両国の基本的見解に大きな隔たりがあり、最終的には、徴用工問題の扱いは曖昧にしたまま、韓国に対する経済協力の一環として、無償3億ドル、有償2億ドルに相当する「日本国の生産物及び日本人の役務」を提供することで政治決着した（協定1条。なお、日本から無償3億ドルが現金で供与されそこから元徴用工に補償が支払われたと述べる論者がいるが、それは明白な誤りである）。この有償3億ドル等が賠償の性格を有するのか国会で問われた際に、当時の椎名外相はそれを否定し、あくまでも「新しい国の出発を祝う」ものだと答弁している（1965年11月19日参議院本会議）。

このような日韓会談の経緯を踏まえて、多数意見（A）は、植民地支配の不法性について合意が得られないことから、植民地支配の不法性を前提とする本件慰謝料請求権は、協定の対象に含まれないと解釈した。

また、個別意見（B）は、日韓会談の経緯等に照らせば本件慰謝料請求権は協定の対象に含まれると解した上で、国家と個人が別個の法的主体であることから、個人の権利を国家が放棄する場合にはより厳しく解さなければならないところ、協定にはその文言上、個人請求権自体の放棄や消滅

については何の規定も置いていないことを理由に、国家が自ら処分権限を有する本件慰謝料請求権に関する外交保護権のみを消滅させたものであり、個人賠償請求権は消滅していないと解した。

かつて日本政府は、原爆訴訟などで日本政府が訴えられた場面では B の見解を述べていたし、韓国政府もこれまでは B と同様の見解であった。これらのことも考慮すると、A 及び B のいずれの解釈も法解釈として十分に許容されるものである。なお、C の見解に対しては、裁判上の救済を否定する法的根拠が不明確と批判されている。

安倍首相は、大法院判決は「国際法に照らしてあり得ない判断」と言うが、上記のとおり、大法院判決は、条約法条約に則り誠実に解釈しているといえるし、個人の人権侵害に対する効果的な救済を図ろうとしている国際人権法の進展に沿うものであり（世界人権宣言 8 条参照）、「国際法に照らしてあり得ない判断」とはいえない。

なお、協定 2 条に関して、日本政府は、「財産、権利及び利益」は確定した財産権、「請求権」は不法行為に基づく損害賠償請求権のような未確定な権利であるとした上で、前者は「財産権措置法」（法律 144 号）により消滅したと説明してきた（1993 年 5 月 26 日衆議院予算委員会における丹波寛外務省条約局長の答弁など）。この説明によれば、協定では「財産、権利及び利益」も「請求権」も消滅しておらず、その後制定された法律によって前者のみ消滅させたことになる。このことも、協定により請求権が消滅していないという解釈の一つの根拠とされている。

第 3 徴用工問題の解決の道筋とその意義

1 徴用工問題の本質は被害者個人の人権問題である

徴用工問題をめぐり、日本のメディアでは日韓両国間の政治問題、外交問題としての側面が主として取り上げられている。しかし、徴用工問題の本質は、徴用工とされた原告ら個人の人権問題である。徴用工問題は、重大な人権侵害を受けた被害者が救済を求めて提訴した事案であり、社会的にも解決が求められている問題である。したがって、この問題の真の解決のためには、被害者が納得し、社会的にも容認される解決内容であることが必要である。被害者や社会が受け入れることができない国家間合意は、いかなるものであれ真の解決とはなり得ない。

2 元徴用工問題の全体解決構想

この問題の本質が人権侵害である以上、なによりも被害者個人の人権が救済されなければならない。それはすなわち、新日鐵住金や三菱重工が判決を受け入れるとともに、自発的に人権侵害の事実と責任を認め、その証として謝罪と賠償を含めて被害者及び社会が受け入れることができるような行動をとることである。

日本の最高裁判所は、日本と中国との間の賠償関係等について、外交保護権は放棄されたが、被害者個人の賠償請求権については、「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて訴求する権能を失わせるにとどまる」と判示している（最高裁判所 2007 年 4 月 27 日判決）。この理は日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決」という文言についてもあてはまるとするのが最高裁判所及び現在の日本政府の解釈である。

この解釈によれば、個人の賠償請求権は実体的には消滅していないのであるから、新日鐵住金や三菱重工が任意かつ自発的に賠償金を支払うことは法的に可能であり、その際に、日韓請求権協定は法的障害にならない。

そのような考え方にに基づき、例えば中国人強制連行事件である西松事件、三菱マテリアル事件など、訴訟を契機に、日本企業が事実と責任を認めて謝罪し、その証として企業が資金を拠出して基

金を設立し、被害者全体の救済を図ることで問題を解決した例がある。そこでは、被害者個人への金員の支払いのみならず、受難の碑ないしは慰霊碑を建立し、毎年中国人被害者等を招いて慰霊祭等を催すなどの取り組みを行ってきた。

韓国では解決構想が検討されているが、そこでは、①元徴用工に過酷で危険な労働を強い、劣悪な環境に置いた直接の加害者である日本企業、②戦時体制下における労働力確保のために動員を促進した日本政府、③元徴用工問題を曖昧にしたまま協定を締結し、その後も元徴用工の権利救済に向けて十分な対応をせずに来た韓国政府、④協定1条の有償3億ドル等の恩恵を受けて発展してきたポスコなどの韓国大企業がそれぞれ資金を拠出し基金を作り、それにより訴訟原告のみならず、同様の被害を受けた被害者全体を解決する構想（2+2 構想）が検討されている。

人権侵害が認められ賠償責任が発生することや、協定2条によっても個人の賠償請求権が実体的に消滅していないという点について日韓両国に違いはないのであるから、その共通点を確認して被害者全体の解決を図ることは十分に可能である。

3 元徴用工問題を解決することの意義

この問題を解決することは、真に人権が保障される社会を構築することであり、また、日韓両国市民間の相互理解・相互信頼を育み、東北アジア全体の平和構築の礎を築くことでもある。今日日本を取り巻く安全保障環境の悪化を理由に憲法9条を改憲しようとする動きの中で、日本への脅威を減殺することにもなるのではないだろうか。

被害者の人権救済に加えて、平和のためにも徴用工問題の解決は喫緊の課題である。

大田区蒲田で市民と野党のリレートーク

主催：市民と野党のリレートーク実行委員会

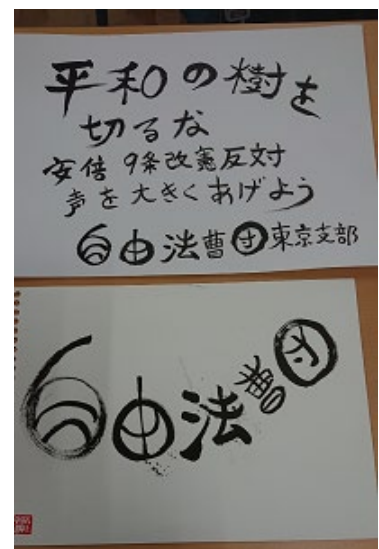
協賛：安倍9条改憲NO！オール大田区民アクション

東京南部法律事務所 中川 千栄子

1月13日晴れてたけど寒かった日、正午～15時30分まで本当にたつぷりと「憲法改悪許さない」「市民と野党は共闘してがんばるぞ」を訴えました。

南部法律からは海部幸造弁護士と長尾詩子弁護士がスピーチしました。私たちはリーフ「平和の樹を切るな！」を配布しながら3000万署名を取り組みました。全体の参加者は150名、署名は100筆寄せられました。

駅前でイラストを描いていたイラストレーターがリーフを受け取り、「感動した！」と言って『平和の樹を切るな 自由法曹団東京支部』という絵文字を描いて、その場で私たちにプレゼントしてくれました。また、リーフを受け取ってじっと読んでいた女性に、署名にも協力してくださいと話しかけたところ、「ちゃんと読んでからにします」と



いう反応もありました。

市民の心に届くリーフレットです。3000万署名は数が伸び悩んでいますが、駅頭に出れば、まだまだ広げられることを実感します。

リレートークは立憲民主党、日本共産党、社民党、自由党、地元の都議さん、弁護士、ママの会やいろんな分野から25人の方がスピーチしました。元大田区教育委員の櫻井光政弁護士が押しつけ憲法論をばっさり切って、憲法とは何かを知らない安倍首相に改憲などできないと力強く話されました。日弁連でご活躍の福山洋子弁護士からは、日弁連憲法ソング「わたしのねがい」（茨城県小1の子の作詞・谷川賢作さん曲）が紹介され、東京法律の今泉義竜弁護士は働き方と憲法のことなどが話されました。蒲田で多彩な弁護士さんの話が聞けたこともよかったことです。



このリレートークにしても実行委委員会のみなさんは、「市民と野党の共闘」と一言では言い尽くせないご苦労があったことと思います。一人一人が持てる力を出し合って協力し合ってきたことがよくわかる街頭宣伝でした。こういう粘り強い活動があって、大田区では今度の区長選挙で「市民と野党の共闘」の候補者が誕生しました。

改憲許さない、政治を変えるチャンスがいっぱいです。

郵政 65 歳裁判闘争の総括と課題

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

郵政 65 歳解雇の無効・地位確認を求めた裁判は、2018 年 9 月 14 日の最高裁判決をもって終結した。2011 年 9 月末の解雇以来、7 年間の裁判闘争であった。日本最大級の非正規労働者を雇用する企業における、約 1 万 3000 人もの非正規労働者の、年齢差別による大量解雇である。その論点は多岐にわたり、関わった人々、団体も数多い。到底、その総括を尽くせるものではないが、弁護団の立場から、以下に一定の総括の試論とする。

第1 本件の問題点

本件は、①65 歳という年齢での解雇を、退職金がなく年金も乏しい非正規労働者に対して行う不合理な年齢差別が許されているのか、ということが問われた。国際的な傾向に反する年齢差別と、非正規労働者の低労働条件および低社会保障がクロスオーバーする問題であった。



②就業規則の不利益変更、とりわけ民営化時の不利益変更をどう考えるか、その場合の不利益性とは何か、が、公務員の任用関係論ともかかわって問題となった。

③解雇権濫用法理を脱法するために就業規則に更新限度を設けることが許されるのか、という、無期転換論にも関連する問題があった。

④労使対等の立場でなされるべき労働協約の締結とその効力も問題となった。
きわめて重大な問題を含んだ裁判であったと言える。

第2 裁判の成果

1 徹底した審理

本件の審理過程には特筆すべき点がある。

- ① 地裁で徹底した審理を行なった。全原告とそれに対応する管理者、郵政本社総務課長、ユニオン山岸執行委員、佐藤昭夫早稲田大学名誉教授まで取り調べを行った。
- ② 高裁でも異例の尋問を行い、職場への復帰を含む和解協議も行われ、判決にも異例の附言がついた。
- ③ 最高裁でも、「三行半」の棄却決定がほとんどであるもとで、数少ない法廷での判決がなされた。

その割には、判決内容はいずれも敗訴であった。しかし、その判決内容は、惜しいところまで押し込んだものであり、獲得できた点もあった。

2 地裁判決の到達点

- (1) 地裁判決は、各論を合わせると 251 頁に上る大長編であり、裁判所としても重視した事件であることが見て取れる。
- (2) 郵政における有期雇用契約の更新手続が形骸化しており、実質的に無期労働契約と同視できると判断された。
- (3) 原告らの労働能力について問題はないとし「原告らがそれぞれ担ってきた業務への誇りと思い、稼働能力を残しながらも、本件雇い止めとなったことへの無念は察せられる」(106 頁)と判示した。
- (4) そして、解雇権濫用法理が適用されれば解雇は無効となるとしたが、本件就業規則は、解雇に関する法理の類推とは別の契約終了原因であるとした。
- (5) 解雇権濫用法理適用の場合の紛議のコストを回避する本件就業規則は合理性があるとした。
- (6) 就業規則の不利益変更法理について、実質面を検討し、民営化の前後で労働条件は引き継がれており、不利益変更法理の適用があるとした。しかし、公務員時代は日々雇用だったので雇用継続への事実上の期待を失うに過ぎないとして、不利益変更の合理性を認めてしまった。
- (7) ユニオンの労働協約の上限規定には錯誤があり、日本郵政の不誠実な交渉態度のためであるとして、日本郵政を断罪した。

2 高裁判決

高裁判決は、地裁判決を大きく変更するものではなかったが、以下の通り、高齢者の能力を認め、他方で非正規の困窮しているため、上限規則は再検討の余地がある、との異例の附言をなした。

まず、判決言い渡しに際して、高裁判決 30 頁の以下のくだりを裁判長は読み上げた。

『期間雇用社員の中には、65 歳になっても受給する年金額や貯蓄が少額であることや退職金が得られないことなどから、雇い止めにより生活が困窮する者がありうることは想定され、控訴人ら

の中にもそのような者がいることはうかがえるところ、そのような境遇にある期間雇用社員が正社員と同一の年齢で一律雇い止めをされることに不公平感を抱くこと自体は理解できることである。また、我が国が少子高齢化社会の到来を迎え、高齢者の雇用を確保してその労働力をより一層活用する必要があることも公知の事実として認められる。そして、上記の通り、65歳になれば当然に業務遂行能力が低下するというものではなく、むしろ、被控訴人の期間雇用社員として必要な能力をなお維持している者が一般的であることはうかがえるところである。以上のような点を考慮すると、本件上限規則が65歳という年齢をもって期間雇用社員の期間更新の上限としていることについては、政策的には再検討の余地があるというべきである。』

そして、関係者に話し合いの努力を求める、と附言したのである。

3 最高裁判決の不当性

(1) 「事実関係の概要」について

最高裁判決は、評判の悪かった「紛議のコスト回避のための解雇権乱用法理の潜脱」を薄め、以下のように事実認定を捻じ曲げた。

①「本件上限条項は、期間雇用社員の従業する業務が屋外業務、立った状態での作業、機動車の乗務、機械操作等（以下「屋外業務等」という。）であり、高齢の期間雇用社員について契約更新を重ねた場合、過大な業務負担による事故等が懸念される点」、②「体力等に問題のある期間雇用社員につき個別に雇い止めをすることとした場合、当該雇い止めが争われることによって職場に混乱が生ずるおそれがある点を考慮してさだめられたもの。」

しかし、①については、コールセンター業務や65歳以上の採用例もあり、高齢による事故の報告はなかったと各局の管理者も証言した。

②については、裁判や争議で争うことを敵視する不当労働行為判決というほかない。

(2) 最高裁の判断 4つの不当性

① 非正規の65歳一律雇い止めについて、初めて判断を示した。

「屋外業務等に対する適性が加齢により逡減し得ることを前提に、その雇用管理の方法を定めることが不合理と言うことはできず」これは、高齢者の能力は一律ではない、との地裁高裁の認定に反する。年齢差別を禁止する世界の流れに逆行する判示である。

② 郵政公社での任用と民営化後の雇用の法形式の違いのみを見て不利益変更法理の適用をはじめから否定した。

これは、行政法学の通説にも反する、裁判所のみが固執する公法私法二元論である。今後、自治体などで民営化、民間委託の横行が予想されるもとで、それらに際して労働条件の不利益変更はOK、というメッセージになりかねない。

③ 解雇権濫用法理の類推の場面ではない、との地裁高裁の判断は、定年退職ではなく定年解雇である、との山川教授や勝俣教授などの法理論の前に崩れた。同法理（現労契法19条）については、更新手続きの形骸化と、雇用継続の合理的期待がある場合に、合理性・相当性を判断するとされている。これらについては、以下の通り判示した。

ア 更新手続きが形骸化していても、上限条項があれば、無期契約と同視されない、という就業規則万能の判示をした。雇止め法理の潜脱が横行しかねない。

イ 最後の更新の前に説明をしているので合理的期待なしとした。

従来、契約書に署名押印した場合に期待がなくなるかどうか争いだったが、それを飛び越えた。原告らが主張した、例外規定の適用への期待については顧みなかった。

どうしてこのような不当な判断となったのか。内閣総理大臣が、みずから、70歳までの雇用を提唱し、人手不足克服を呼び掛けているもとで、政府の方針にすら反する判決のように思える。しかし、そこは、高齢者雇用の必要があるからこそ、逆に、非正規労働者の労働条件が向上しないように、年齢による解雇を温存したいとの政府・財界の意図があると考えられる。

もっとも、最高裁が認めた上告理由についてのみ判断する、という最高裁判決の性格上、上記の高裁判決の附言の内容、および、労働協約締結交渉における日本郵政の不誠実性は否定されていない。

そのことからすれば、そのなかで、高齢者雇用が必要となっている情勢をも利用して、この附言を生かした誠実な交渉を求め、本件就業規則の撤廃と被解雇者の救済を求めていくことが必要である。

労使の闘いは階級闘争であり、一つ敗れても、それを乗り越えて進んでいくことになる。

最後に

一審判決、高裁判決を振り返ってみると、惜しいところまで押し込んでいたことを改めて感じる。自分自身、もう一回り、二回りの奮闘・工夫があれば、たとえば、鉄建公団訴訟の時のようにやれていたのか、と思えば、忸怩たる思いである。この思いを胸に、引き続き、頑張りたい。

障害基礎年金の不支給処分取消請求事件のご報告

八王子合同法律事務所 関本 正彦

はじめに

2018年3月14日・12月14日に、それぞれいわゆる特例子会社ではたらく障害者に対する障害基礎年金（障害年金）の不支給処分の取消しを命ずる判決を得ましたので、弁護団（メンバーは両事件共通）の1人として、昨年発覚した障害者雇用水増し問題にも触れつつご報告いたします（3月14日判決の事件は判例時報2387号3頁に掲載されています。）。

なお、本稿では法令の表記に従って「障害者」という字を用いることにします。

1 両事件の争点・問題点

- (1) 両事件とも、知的障害のある当事者が20歳に達した時点で国民年金法（国年法）及び関連法令等所定の障害基礎年金（1級ないしは2級）を受給する程度の障害の状態にあったか否かが争点となりました。

厚労省主導の認定基準改定に関わった専門の医師の協力を得ることができましたが、その医師によれば、「この2人が不支給となる理由は、就労しているからとしか考えられない。認定基準上は、障害者が就労している場合にも様々な事情を考慮して支給の可否を決定することとされているが、実務上は『就労しているなら支給しない』という悪しき運用があるとしか考えられない。」とのことでした。弁護団も同様の印象を強く持っていました。

長年に亘り障害者の社会進出・参加促進のため様々な取組みがなされ、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)等が制定され不完全ながら制度的な手当ても進んで来た中で、年金実務・社会保障の面でこのような運用があるのであれば(既に『働かなければ年金が出るが働くとは出ない』という印象を持つ方が少なからず存在しています。)、障害者の自立や家族の負担軽減を阻害し時代に逆行するもので、到底許すことはできないという気概で臨みました。

- (2) 両事件とも原告は幼少期に知的障害と診断され、18歳頃から障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の特例子会社に有期契約で雇用され、1人は所属会社の関連会社の制服のクリーニングの仕分け作業等に、もう1人は学校構内の清掃作業等に従事していました。

いずれの事件も、原告は20歳に達した時点で障害年金の申請を行いました但不支給とされ、審査請求・再審査請求を経て提訴に至りました。

- (3) 国は、両事件とも、裁定請求・審査請求・訴訟において、国年法、同施行令、行政内部の基準である障害認定基準及び認定要領に依拠し、障害等級に該当する程度の障害の状態にはないと主張しました。

2 両判決の意義等

- (1) 両事件とも、原告の請求を認容し不支給処分を取消しを命じ、いずれも一審で確定しました。

それぞれの事案で障害の内容が異なるため細かな事情も当然違ってきますが、私たちは、出勤から退勤まで少し離れたところでモニタリングを行い、自宅や職場、医師からのヒアリング等を重ね、通っていた中学・高校の教員から成績評価の持つ意味を確認する等して、裁定請求時点の日常生活能力に関する各項目(食事・清潔保持・金銭管理・通院服薬・意思疎通等)について、一人では十分に行うことができないこと、就労は職場や家族の手厚い配慮の下で定型化された行動を繰り返すことができるに過ぎないこと等を主張立証し、概ね認定されました。

- (2) 両判決は、「活動範囲がおおむね家屋内に限られる」などとする認定基準等の形式的な文言にとらわれることなく、就労している障害者に対する障害判断の仕組みを示したものとして今後も一定の意義があるかと思います。

なお、両事件の基準日後の2016年9月1日に施行された等級判定ガイドラインが存在するため、今後の同種事案においてはこれにも留意する必要があります。

- (3) 3月に言い渡された事件が確定した後で、無事に年金が支給され始めたとの連絡があり、ほっとした矢先に障害者雇用水増し問題が発覚しました。

3 障害者雇用水増し問題の発覚を知って

障害者雇用促進法は、企業や公的機関に一定割合の障害者を雇うよう義務づけており、現在の国の法定雇用率は2.5%です。厚労省は国の33行政機関の障害者雇用数について昨年6月時点で約6900人とし、当時の法定雇用率(2.3%)を達成したとしていましたが、ご存知の通り、多数の水増しが発覚し、実際は半分程度しか達成していなかったとされています。

こうした水増しは地方自治体も含めた行政機関のみならず、国会や裁判所でも行われていました。

企業の場合は、法定雇用率を下回ると不足数1人当たり月額5万円の納付金を求められるため、本件原告らの勤務先である特例子会社を設ける等して対応していますが(この納付金を主な原資として各種障害者雇用関連の助成事業がなされています)、行政機関にはペナルティがありません。

企業にはペナルティを課して障害者雇用を強く要求し、障害者がひとたび雇用されれば「働ける

なら障害年金は出さない」と言わんばかりに社会保障責任を果たさないというだけでも極めて不当なものです。さらに、自らの雇用率を水増しし障害者の雇用機会を奪い、国民ひとりひとりの自立・社会参加・福祉サービスを受ける権利等を阻害するもので、こうした政治・行政は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定める憲法 25 条に反することが明かです。

憲法、国年法や、厚労省が掲げる「少子高齢化をはじめとする社会・経済のさまざまな変化に対応し、人々の安心を確保するための社会保障制度の機能強化に向けて取り組んでいます」という文言に真に合致した社会保障制度を勝ち取るべく、団結してたたかって行きましょう。

社会の中で歪められる『女性』という性を、人権で語ろう

代々木総合法律事務所 水谷 陽子

◆はじめに

团支部から「女性の人権」をテーマにという原稿の依頼が来たとき、さて「女性」とはどう定義しようかしらん、と少し困りました。「どちらでもない」という人や、周囲の人間からみなされている性別と本人の自覚する性別が違うという方もいるからなあ…うう〜む。

…などと逡巡したのですが、「どちらでもない」人でも、身体的に女性であったり、周囲の人間から女性だとみなされたりすることで、その属性ゆえに差別や侮辱・暴力を受けることは往々にしてあるわけです。ですので、何らか女性っぽい属性をもつ方々を広く含めて「女性」と雑にくくって話をします。

◆商品として扱われる『女性』性

「週刊 SPA!」(扶桑社) 12 月 25 日号の特集記事として「ヤレル女子大学生 RANKING」という内容が掲載されたことは記憶に新しいと思います。一人ひとり自分の人生を生きている女性たちに対して、その個性を一切捨象して、「ヤレル」かどうかという観点からだけで商品価値をつけ、「女子大学生」という「モノ」として扱う、この特集にはそのような価値観が表れています。一人ひとりの人間の尊厳に対する敬意は微塵も感じられません。

この特集に対して、名前が挙げられた 5 大学が女性の尊厳を傷つけるものであると抗議をしたり、編集部へ謝罪を求める署名サイトでは 52,613 人の署名が集まったりと、社会的な批判が集まりました。これに対して、「週刊 SPA!」編集部は、同特集について「読者の皆様の気分を害する可能性のある特集になってしまったことはお詫びしたいと思います」とコメントを出しました。これって誰に謝っているんでしょうか? 「読者」でない多くの女性や大学への謝罪にはなっていないというところに、反省を見出しがたいです。



◆根底にあるものは？

このように女性を性的な商品・モノとして扱う根底には何があるのでしょうか？

近現代史の中で忘れてはならないのは、戦時中に女性を「慰安婦」という性的な「モノ」として扱った歴史です。日本軍が設けた「慰安所」で数多くの女性が日本人男性兵士による性行為の強制（拒否や逃亡の自由がない）や暴力の被害にあいました。まさに生身の人間を性的な「モノ」といって戦争に利用したのです。しかし日本政府は、慰安婦問題について「慰安所への強制連行があったか否」かに問題を矮小化し、慰安所で何が行われたかということには目を背けていますし、社会的にも同様の論調が見られます。この歴史に対する社会的な反省がないまま、戦後の歴史がつくられてきたために、女性の性を商品化することへの問題意識が育まれなかったのではないのでしょうか。

また、少し視点を変えて、この社会では女性が男性と対等な地位に就くことに対する強烈な拒絶が未だ根強くあります。最近もその実例が明らかになりました。東京医大や順天堂大学医学部の入試で、女性受験生を不利に扱う点数操作をしていた問題です。これについて、順天堂大学は記者会見で、女性は男性よりコミュニケーション能力が高いから補正をするため、と釈明しました。この釈明の意味が全くわからないのは、私の読解力の問題なのかしら。

これは社会だけの問題なのでしょうか？2018年5月、財務省事務次官の記者に対するセクハラが告発されたことについて、麻生太郎財務相は「セクハラ罪っていう罪はない」と発言しました。そして政府は同月18日の閣議で「現行法令において、『セクハラ罪』という罪は存在しない」とする答弁書を決定しました。

さて、こんな日本社会、世界からはどう見られているのでしょうか？世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（2018年）では、日本は149カ国中110位。政治・経済分野での女性の登用の遅れが指摘されています。

◆社会は前向きな変化の中にあること

こうやって最近の女性を取り巻くニュースを見ていると、「もうこの国は終わってんな…」という暗澹たる気持ちになってしまいますが、落ち込んでいるわけにはいきません。声をあげ、たたかう人たちの力で社会は少しずつ変化しています。その変化をとらえましょう。

例えば、とりわけ大きな変化の1つは、「セクハラ」という言葉が誕生し、定着したことです。「セクシュアルハラスメント」とは、1970年代の世界的なフェミニズム運動の中で、性的な嫌がらせを指す言葉として生まれました。日本でも、1980年代の訴訟を通じて確立されていきました。同じく「DV」も1970年代のフェミニズム運動の中で生まれた言葉で、家庭内の暴力を社会的に顕在化させ、日本では2001年によくいわゆる「DV防止法」ができました。

このように、当事者が声をあげることで、従来は嫌がらせや暴力だと思われていなかったもの（例えば、我慢するのが当然でいちいち気にとめられなかったこと）が、実は嫌がらせ・暴力である（つまり、「嫌だ」と拒否して良い）と社会的に認知できるようになりました。そしてそのおかげで被害を告発しやすくなり、それに伴いさらなる問題解決の手段を社会や政治に迫ることができるようになりました。

さらに近年の動きといえば、2017年10月、ハリウッド女優が性暴力被害を告発したのを皮切りに、世界的に「#me too」運動としてSNSでの性暴力の告発が始まりました。男性も、「#How I Will Change」を掲げ、SNS上でともに声を上げる展開になりました。日本では、「#me too」運動が広がるとともに、伊藤詩織さんのレイプ被害の告発もあり、「#we too」「#with you」を掲げ、他者の被害に寄り添い共

にたたかう意思を示す運動へと発展しました。(残念ながら、私が見た限りでは男性の「#How I Will Change」が日本で流行っている様子はありませんでした。残念、残念。)

また、大手コンビニ業界では、ミニストップに続き、セブンイレブンとローソン、ファミリーマートが、いわゆる「成人向け雑誌」の販売の取り止めを決めました。オリンピックに向けて外国人旅行者が来るからといった理由です。(子どもや女性の権利のためと違うんかい。)ともあれ、コンビニで子どもの目に届く場所に成人向け雑誌が置かれている状況は、子どもに対して「女性の体は性的な商品である」という価値観を見せつけるものだったわけですから、適切なゾーニングがされるようになるのは大変歓迎すべきことです。

自由法曹団も変わろうとしています。団東京支部では『セクハラ対策委員会』が立ち上がり、団内部のセクハラ事例の調査を始めています。

◆自由法曹団として女性の人権課題にどう向き合うのか

自由法曹団と各団員には、この社会と団の前向きな変革を後押しし、先導していく役割こそが本来求められているのではないのでしょうか。

そのためには、まずは団員一人ひとりが自らの加害の可能性に真摯に目を向ける必要があります。残念ながら、団員によるセクハラがあったという声を聞くことも少なくありません。被害者本人が傷つくだけでなく、その話を聞いた他の団員達も、「おいおいこの団体大丈夫か…?」と、がっかり(ドン引き)しています。ハラスメントで人を傷つけるのは、もう終わりにしませんか?

私たちは、「#me too」をブームに終わらせてはいけなし、コンビニからの成人雑誌の取り扱い停止をオリンピックのためだけのものにしてはいけません。人権の問題だからです。今こそ、大いに人権を語りましょう。

2019 年支部総会に参加をお願いします

幹事長 野澤 裕昭

- 1 今年、安倍首相が新憲法の施行を目指す年の前年です。まさに、安倍改憲勢力にとっても改憲阻止運動にとっても正念場を迎えています。今年の支部総会では、9 条改憲阻止をテーマに変貌する自衛隊に焦点を当てた企画を組みました。

(1) 半田滋・東京新聞論説委員の講演

「変貌する自衛隊と 9 条改憲＝安倍 9 条改憲で自衛隊はどう変わるか」

2015 年 9 月安保法制(戦争法)が成立してから自衛隊は海外での武力行使できる可能性が拡大しました。それに伴って自衛隊の装備や組織が変貌しています。また、米軍との一体化も進んでいます。これが安倍 9 条改憲によって一層変わっていくことが予想されます。そこで、①安保法制のもとで自衛隊がどのように変貌しているか、②改憲によってそれがどう変わるのか、③9 条改憲について自衛隊側の本音は、④新防衛計画大綱の狙いなどを語っていただく予定です。

(2) 平和子氏・南スーダン PKO 派遣差止訴訟原告・自衛官の家族

安保法制のなかで改正された PKO 協力法で駆け付け警護などの新たな任務を付与された自衛隊が 16 年に南スーダンに派遣されました。自衛官の息子を持つ母親の平和子さん(北海道千歳

市在住)は、自衛隊の PKO 派遣差止と撤退を求めて、同年 11 月に札幌地裁に提訴。提訴に踏み切った背景には誰の子も死なせないという思いがあったといいます。日本全国の自衛隊員家族だけでなく日本全体の問題と述べています。

(3) 内藤功団員・同訴訟弁護団

南スーダン PKO 派遣差止訴訟は現在も札幌地裁で係属しています。自衛隊部隊は撤退しました、問題は解決していません。訴訟では、南スーダンでの自衛隊の活動の日報、派遣隊員の健康状態などの記録など派遣活動の実態解明と立証が続いています。内藤団員から同訴訟の現状と今後の展望を報告していただく予定です。

- 2 安倍首相は、改憲しても 1 ミリも自衛隊は変わらない、自衛隊員に誇りを持たせたいなどと語っています。こうしたウソを暴き、改憲のねらいを具体的事実をもって批判することがいま必要です。今回の 3 人の講演、報告はその貴重な参考となるものです。

まだ、総会参加を決めていない方、考慮中の方は是非参加していただき、運動をどう進めるかの議論にも参加していただきたいと思います。

憲法問題のほか、支部独自の課題としてセクハラ対策、若手団員の参加をどう増やしていくかなど率直な討論も予定しております。

諸行事が重なっており、例年に比較して参加者が激減しております (2 月 4 日現在)。多くの支部団員、事務局員の方々の参加をお願いする次第です。

1 月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・レーダー照射問題、徴用工問題で日韓関係冷え込む。連日マスコミが韓国非難を続ける異様。
- ・米中貿易戦争一時休戦も中国の景気減速で貿易収支に悪影響出る。2018 年貿易収支 1 兆 2033 億円の赤字。
- ・トランプの壁建設問題で議会と長期の対立。機能不全。2 月、特別検察官のトランプのロシア疑惑を含む一連の違法行為に関する報告書が予定。弾劾手続きに入る可能性。
- ・イギリス EU 離脱か。

イ 国内情勢

- ・国会の召集時期 (1 月 23 日～29 日、閉会日 6 月 21 日～27 日 参議院議員選挙投票日 7 月 21 日)
- ・1 月 22 日、自民党総務会、2019 年の運動方針案了承。憲法改正について「改めて国民の世論を呼びさま、改憲の道筋をつける覚悟」2 月 10 日自民党大会で採択へ。
- ・山口代表 (公明) 6 日「これからどう憲法改正に臨むかは与野党が広く議論を深め幅広い合意をつくる、それに尽きる」、議員提出による改憲発議を牽制か。憲法審査会で立憲民主、国民民主の出席なしでの自民党案提示にも反対。
- ・改憲勢力も改憲案はバラバラ。希望の党「自衛隊を戦力と明記」維新「教育の無償化・・・9 条改正は触れず」国民民主、立憲民主「安倍政権下の改憲に反対」

- ・通常国会は安全運転？4月統一地方選挙控え対決法案見送り。
- ・19年7月参議院選挙までに改憲発議ができるか。自民党内に「自民党案を国会に提示すること自体、参院選までは無理」との観測広がる（1月18日日経）
- ・厚労省、毎月勤労統計違法処理問題 2003年7月厚労省統計情報部長名で都内の大規模事業所を全数ではなく抽出調査を指示。都道府県の担当者の負担軽減の名目。総務省に連絡なく独断であり「隠蔽の意図なし」（厚労省特別監察委員会報告）。22日、厚労相、幹部を訓告等処分し幕引き図る。しかし、17年冬、担当室長が局長級政策統括官に全数調査していないことを報告している、15年には抽出調査を認めていた文言が消される、データが法令に反して破棄されるなど違法、疑惑が噴出している。通常国会で波乱要因となる。
- ・2月24日、沖縄県民投票。沖縄市、うるま市、宮古島市、宜野湾市、石垣市の5市は県民投票事務の協力拒否。有権者の32%参加できなくなる可能性。自民党国会議員が不参加促す文書配布。拒否を画策。

2 憲法

(1) 自衛隊リーフ

普及状況 → 29,609部（19年1月24日現在）

新年旗開き等での紹介・普及

組合、民医連などに働きかけ

(2) 3000万署名の取り組み

・東京支部 35,802筆（19年1月17日現在）18年2月16,614筆 1年間で倍増以上の成果

東京憲法共同センター系は1,808,959筆（12月17日報告）

取り組みが進んでいない事務所、個人に声かけする

3 教育

東京教科書採択問題連絡会 教科書展示会に関するアンケート実施

2019年8月 改訂された小学校学習指導要領に基づく教科書採択（2020年度実施分）

4 支部運営について

ア 団支部セクハラ対策

・1月18日第2回対策会議実施

アンケート30部以上回収（総数 ）。かなり生々しい被害あり。回答数を増やすため1月末までアンケート調査を延長。

対象は、①当面セクハラ被害（パワハラにも将来拡大）、②東京支部団員が加害者、もしくは被害者の事案、③団員間だけでなく団員と事務職員間も含む、④相談窓口を設け、被害者および加害者からの聞き取り調査、調査結果に基づき「注意」（仲裁、指導まではしない）を行うなどを予定。

次回、運営指針の検討

総会において滝沢座長から報告発言予定。

イ 若手対策

・12月20日、新人歓迎会で若手企画実施。参加者、内容確認

→1月30日に会議予定

65期以降の各期に新年会等を催して団活動に対する意見を集約するよう依頼。

ウ 情報共有、情報発信の強化 <http://www.jlaf-tokyo.jp/kousei/99index.html>

＜当面の日程＞

【総がかり行動実行委員会 全国市民アクション主催 19日行動】

日時：2月19日（火）18:30～19:30 国会正門前

【オスプレイ配備撤回署名提出行動】

日時：3月25日（月）午後 衆議院第一議員会館（予定）

【3・1ビキニデー】

2月27日（水）国際交流会議

2月28日（木）3・1ビキニデー日本原水協全国集会

3月1日（金）墓参行進・墓前祭

全国弁護士グループの先生と職員のお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【①】所得補償保険

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自営事業者対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害が認知症を含む**による就業不能も補償します。

＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、
補償期間1年、保険期間1年、補償額30万円補償待機セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお願いします！

【②】団体長期障害所得補償保険（GLTD）

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**最长70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自営事業者対象
- 所定の精神障害が認知症を含む**就業不能も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増価の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、補償額30万円補償待機セット、
対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

大本営内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取組代理店＞ 株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 3階本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（GJNK18-0887、平成30年11月6日）